

平成 29 年 11 月 30 日  
公害等調整委員会

# 平成 28 年度公害苦情調査

## － 結果報告の要旨 －

- ・平成 28 年度の全国の公害苦情受付件数は 70,047 件（前年度に比べ 2,414 件減少）で、平成 19 年度以降 10 年連続で減少。
- ・環境基本法で定められた 7 種類の公害（典型 7 公害）のうち、「騒音」、「大気汚染」がそれぞれ 3 割超。以下、「悪臭」、「水質汚濁」、「振動」、「土壌汚染」、「地盤沈下」の順。
- ・平成 28 年度は、「振動」のみ前年度に比べ増加。「騒音」のうち「低周波」は微増。

公害等調整委員会は、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口に寄せられた公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度、「公害苦情調査」を実施しています。

本資料は、平成 28 年度の全国の公害苦情調査の結果報告の要旨です。

## 1 全国の公害苦情受付件数

平成 28 年度の全国の公害苦情受付件数は 70,047 件

前年度に比べ 2,414 件 (3.3%) の減少

平成 19 年度以降 10 年連続で減少

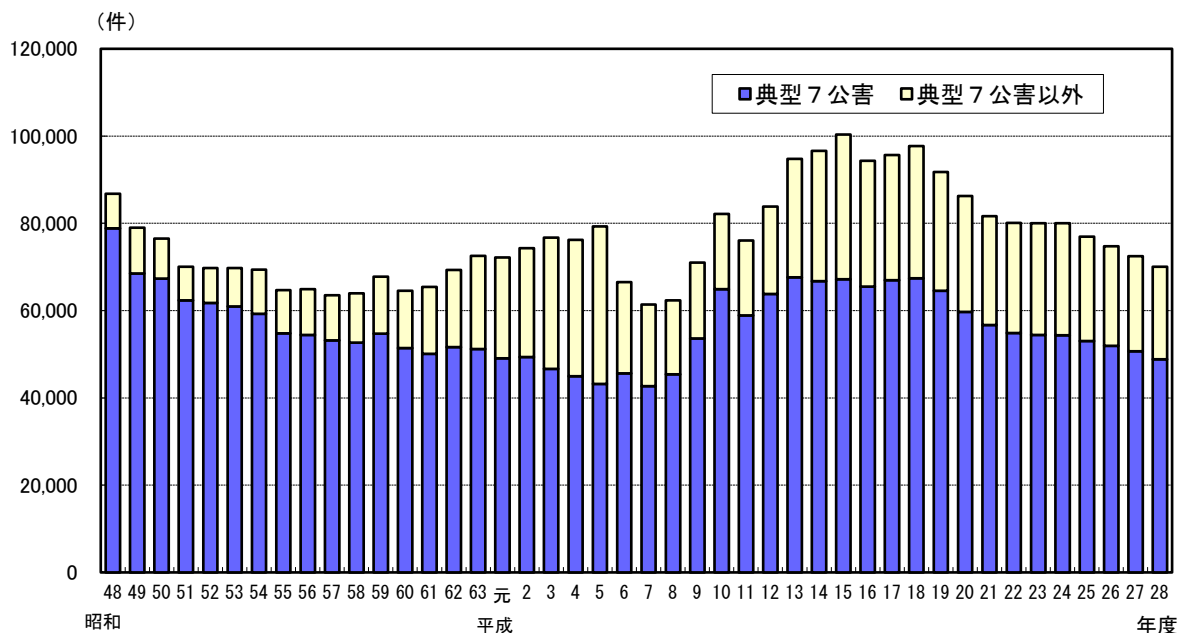
平成 28 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 70,047 件で、前年度 (平成 27 年度) に比べ 2,414 件 (対前年度比 3.3%) 減少している。

最近の推移をみると、平成 15 年度には調査開始 (昭和 41 年度) 以来初めて 10 万件を上回った後、16 年度は一旦減少し、17 年度、18 年度と続けて増加したが、19 年度以降は 10 年続けて減少している。

なお、平成 28 年度の典型 7 公害の公害苦情受付件数は 48,840 件で、前年度に比べ 1,837 件 (対前年度比 3.6%) 減少、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数は 21,207 件で、前年度に比べ 577 件 (同 2.6%) 減少している。

〔 典型 7 公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

## 2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

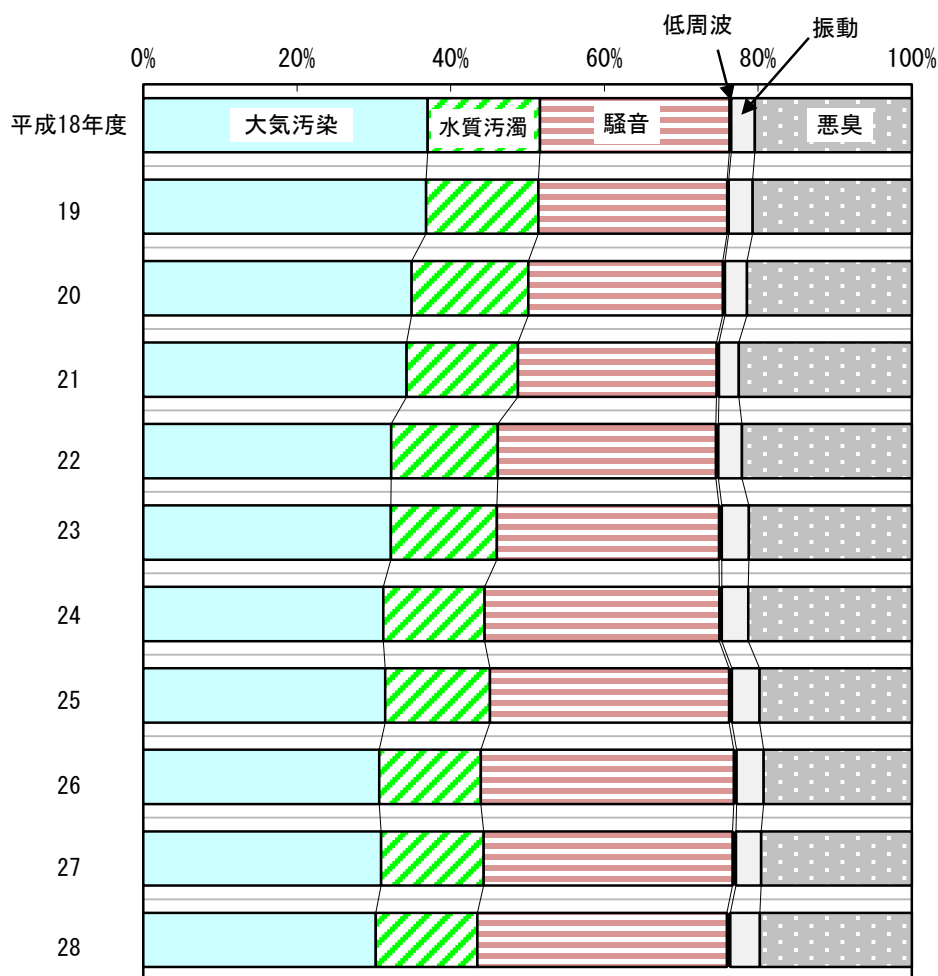
典型7公害の公害苦情受付件数のうち「騒音」及び「大気汚染」がそれぞれ3割超  
 「振動」のみ前年度に比べ増加  
 「騒音」のうち「低周波」は微増

平成28年度の典型7公害の公害苦情受付件数（48,840件）を種類別にみると、「騒音」が典型7公害苦情受付件数の32.8%（16,016件）と最も多く、次いで、「大気汚染」が30.1%（14,710件）、「悪臭」が19.7%（9,620件）、「水質汚濁」が13.2%（6,442件）、「振動」が3.8%（1,866件）、「土壌汚染」が0.3%（167件）、「地盤沈下」が0.0%（19件）となっており、この順は平成26年度に騒音の占める割合が最も大きくなって以降変わっていない。

典型7公害のうち「振動」のみが前年度に比べ203件（対前年度比12.2%）増加している。

なお、「騒音」については、前年度に比べ558件（対前年度比3.4%）減少しているが、そのうち「低周波」は前年度227件に対し、平成28年度は234件と微増している。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



注) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、母数には含んでいるものの、図中には表示していない。

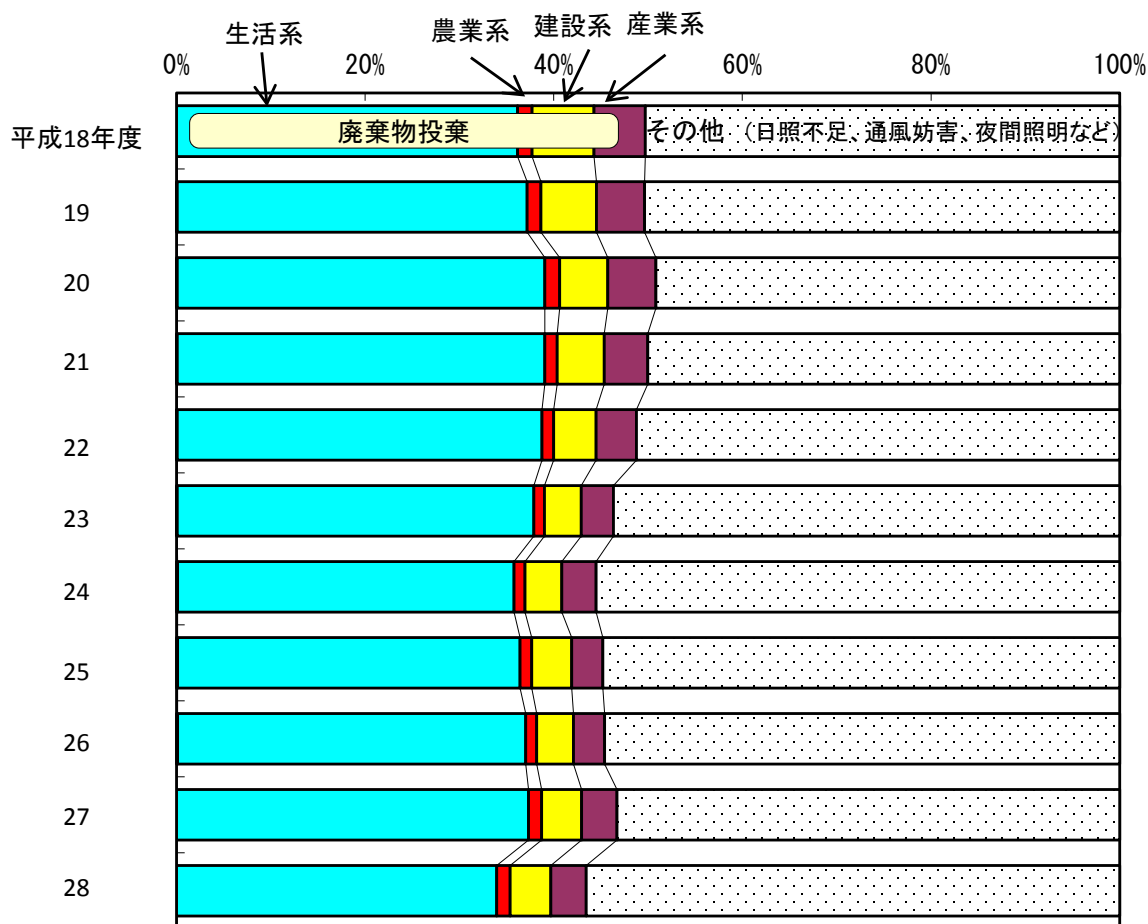
### 3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

#### 典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割超は「廃棄物投棄」

平成28年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数（21,207件）のうち、「廃棄物投棄」は9,216件（典型7公害以外の公害苦情受付件数の43.5%）を占めているが、前年度に比べ957件（対前年度比9.4%）減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が7,199件（廃棄物投棄の78.1%）と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が914件（同9.9%）、「産業系」の投棄が800件（同8.7%）、「農業系」の投棄が303件（同3.3%）となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



<注>典型7公害以外の苦情の分類は以下のとおりとしている

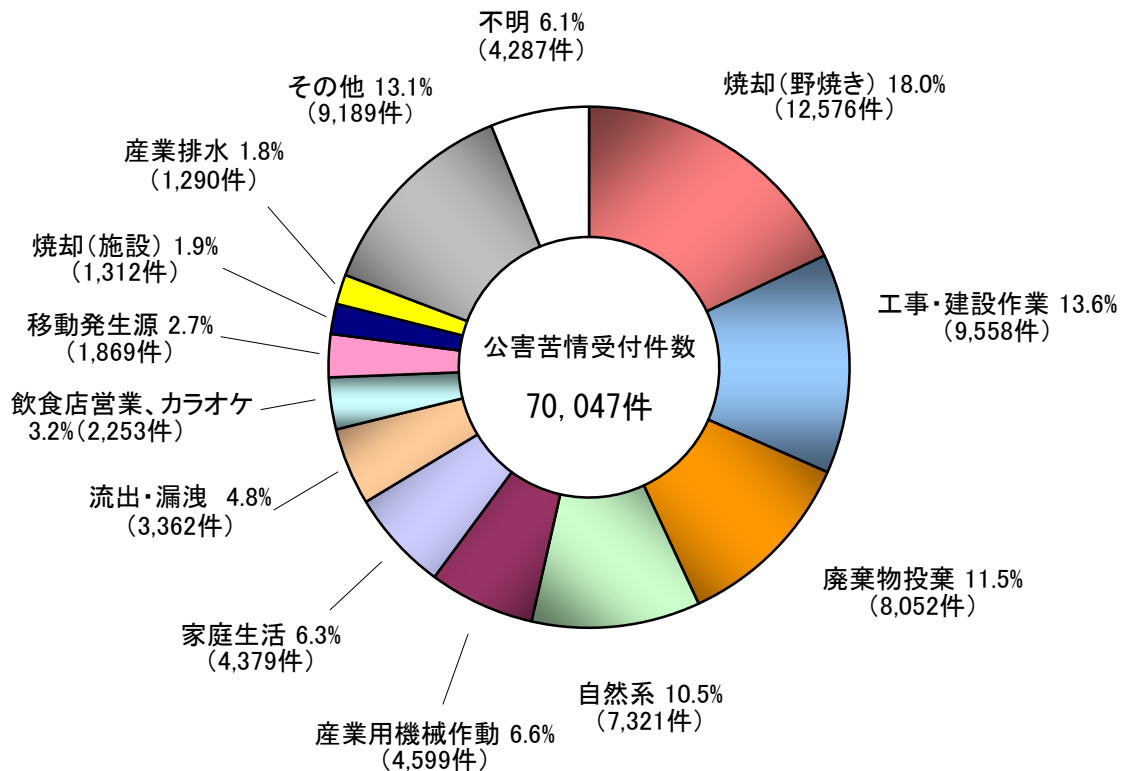
廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死骸、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物等による日照不足・通風妨害、深夜の照明や光等に対する苦情、テレビ・ラジオ等の受信妨害や違法電波等に対する苦情等	

#### 4 主な発生原因別公害苦情受付件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

平成28年度の公害苦情受付件数（70,047件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が12,576件（公害苦情受付件数の18.0%）と最も多く、次いで、「工事・建設作業」が9,558件（同13.6%）、「廃棄物投棄」が8,052件（同11.5%）、「自然系」が7,321件（同10.5%）、「産業用機械作動」が4,599件（同6.6%）、「家庭生活」が4,379件（同6.3%）などの順となっている。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数の割合



注1) 「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害苦情をいう。

注2) 「家庭生活」は、「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」の合計である。

注3) 「移動発生源」は、「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」の合計である。

## 5 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」  
「個人」は全体の約3割

平成28年度の公害苦情受付件数（70,047件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が29,147件（公害苦情受付件数の41.6%）、「個人」が21,990件（同31.4%）となっている。

「会社・事業所」の中では、「建設業」が10,107件（公害苦情受付件数の14.4%）と最も多く、次いで、「製造業」が5,826件（同8.3%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成27年度	平成28年度	構成比(%)	対前年度 増減数	対前年度 増減率 (%)
合計	72,461	70,047	100.0	-2,414	-3.3
会社・事業所	30,522	29,147	41.6	-1,375	-4.5
農業	1,485	1,470	2.1	-15	-1.0
林業	114	101	0.1	-13	-11.4
漁業	102	93	0.1	-9	-8.8
鉱業	245	181	0.3	-64	-26.1
建設業	10,364	10,107	14.4	-257	-2.5
製造業	6,021	5,826	8.3	-195	-3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	262	293	0.4	31	11.8
情報通信業	42	40	0.1	-2	-4.8
運輸業	1,339	1,041	1.5	-298	-22.3
卸売・小売業	1,451	1,294	1.8	-157	-10.8
金融・保険業	17	15	0.0	-2	-11.8
不動産業	404	460	0.7	56	13.9
飲食店、宿泊業	2,523	2,382	3.4	-141	-5.6
医療、福祉	396	397	0.6	1	0.3
教育、学習支援業	320	274	0.4	-46	-14.4
複合サービス事業	386	379	0.5	-7	-1.8
サービス業（他に分類されないもの）	3,215	2,886	4.1	-329	-10.2
公務（他に分類されないもの）	433	485	0.7	52	12.0
分類不能の産業	1,403	1,423	2.0	20	1.4
個人	22,351	21,990	31.4	-361	-1.6
その他	6,586	6,658	9.5	72	1.1
不明	13,002	12,252	17.5	-750	-5.8

注1)「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2)「その他」とは、発生源が自然である場合などをいう。

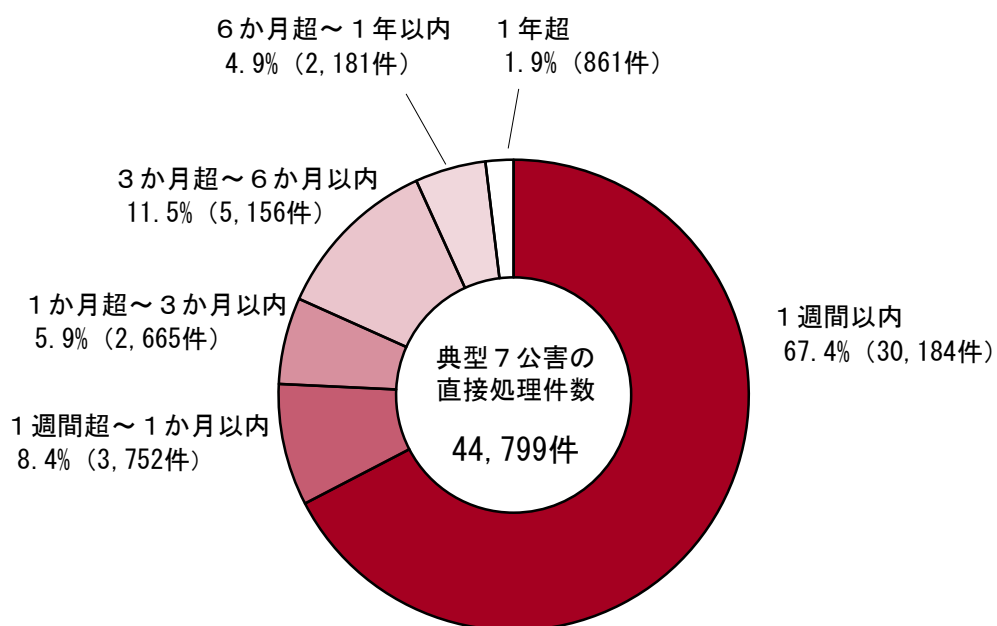
注3)「不明」とは、発生源が全く分からない場合などをいう。

## 6 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

### 苦情の約7割は「1週間以内」に処理

平成28年度の典型7公害の直接処理件数（44,799件）について苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が30,184件（典型7公害の直接処理件数の67.4%）、「1週間超～1か月以内」が3,752件（同8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,665件（同5.9%）、「3か月超～6か月以内」が5,156件（同11.5%）、「6か月超～1年以内」が2,181件（同4.9%）、「1年超」が861件（同1.9%）となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。



暮らしの中の公害（騒音、大気汚染など）でお困りの方は・・・

## 公害苦情相談

都道府県・市区町村

●公害問題で困ったら、まずは都道府県や市区町村に設けられている「公害苦情相談窓口」にご相談ください。

苦情  
相談



市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の相談員などにご相談ください。

現地  
調査



相談員などが、相談を受けたことについて被害の実情などを調べます。

改善  
指導



被害の原因や実感がはっきりすると、相談員などが関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

解決!



以上のようにして公害苦情の解決に努めています。

## 公害紛争処理

都道府県・国

●都道府県および国が行っている公害紛争処理を利用することができます。この制度は、民事訴訟に比べ、手続が柔軟で費用が少なくてすむなど、様々な特徴があります。  
●公害紛争を処理する機関としては、各都道府県に公害審査会等が、国には公害等調整委員会が置かれています。法律の専門家をはじめ各分野の有識者が中立公正な立場から、調停、裁定などを行い、紛争の解決に努めます。

公害紛争処理には、「調停」、「裁定」などの手続があります

### 公害紛争処理制度に関する相談窓口

☎ 総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日および12月29日～1月3日は除く)

F A X 03-3581-9488

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

U R L http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索



### 政府広報テレビ番組「霞が関からお知らせします 2017」

☎ 「騒音や悪臭などで困ったときは…公害紛争処理制度」

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20170325.html>

(ストリーミングで視聴できます)

公害苦情調査結果は、公害等調整委員会ホームページでご覧いただけます

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

<お問合せ先>

公害等調整委員会事務局総務課

担 当 小原課長、小林補佐、森山係長

電 話 (直通) 03-3581-9956

(代表) 03-3581-9601 \*代表は午後6時まで

F A X 03-3581-9488